

令和5年度 第2回 太田川流域治水協議会

1 日 時：令和5年8月4日（金） 11:00～12:00

2 場 所：広島 YMCA 学園 3号館 2階 多目的ホール

3 出席者：「出席者名簿」のとおり

4 議 題：「議事次第」のとおり

5 議事概要

- (1) 流域治水プロジェクト 2.0 について
- (2) 太田川水系流域治水プロジェクト 2.0（案）
太田川水系インフラ DX 施策（案）
- (3) その他

【情報提供】

- 1) 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト
- 2) 流域治水対策等の主な支援事業集

【参考資料】

- 3) 太田川流域治水協議会規約
- 4) 太田川水系流域治水プロジェクト

6 意見交換の概要

(広島市)

- ・「市街化区域から市街化調整区域への編入」が記載されている件について、現在県を中心に取り組んでいるものは土砂災害特別警戒区域が対象になっているが、土砂災害特別警戒区域を対象とした事業も流域治水に含まれるのか。

(太田川河川事務所)

- ・気候変動を踏まえた水災害対策のあり方についての答申(令和2年7月)より、土砂災害特別警戒区域を対象とした事業も流域治水に含まれると認識している。

(広島市)

- ・「市街化区域から市街化調整区域への編入」だと、浸水エリアなど土砂災害特別警戒区域以外の市街化区域も対象になると市民に誤解を与える可能性があるため「土砂災害特別警戒区域内にある市街化区域の市街化調整区域への編入」等、表現を修正して欲しい。

(太田川河川事務所)

- ・ご指摘のとおりなので、関係機関と協議の上、再検討させていただく。

(太田川河川事務所)

- ・「AR 技術の活用「キキミル AR」」について、県では住民にどのように周知しているか、工夫されている点があれば教えていただきたい。

(広島県)

- ・県のウェブサイト、新聞、テレビで広報している他、チラシとポスターを作成し、コンビニでのチラシ配布や、公共交通機関や小中学校等の施設でポスターを掲示するなど、様々な方法で周知している。

(太田川河川事務所)

- ・説明の補足であるが、太田川水系流域治水プロジェクト 2.0 はこれまでの流域治水プロジェクトの更新という位置づけとする。太田川水系流域治水プロジェクト 2.0 (案) の資料にはロードマップとグリーンインフラ等のページが盛り込まれていないが、最終的には公表済みの流域治水プロジェクトと 2.0 (案) を統合した形で取りまとめていきたいと考えており、別途調整させていただく。

(北広島町)

- ・先行してグリーンインフラとロードマップの記載がないものを公表すると、グリーンインフラの取り組みが無くなったと誤解を与えるのではないか。

(太田川河川事務所)

- ・流域治水プロジェクト 2.0 のうち今回先行して公表するのは、気候変動対応で必要になる部分を、取り急ぎ 4 枚ものに示したものである。今後、今まで示してきたものについても統合していきながら最終的にプロジェクトを更新する予定であり、グリーンインフラが無くなるわけではない。
また、今後気候変動を考慮した新たなメニューが打ち出せるようであれば、グリーンインフラを含め更新していく形になる。

(北広島町)

- ・中山間地域で取り組む流域治水は、田んぼダムや森林整備が主になり、農水省等の交付金や補助事業では、農水等の事業で流域治水プロジェクトに位置付けられていることが採択要件になっていることもあるため、公表時には従前の取り組みも含めて更新していただきたい。

(太田川河川事務所)

- ・本日議論頂いた内容を踏まえて更新したものを、太田川河川事務所のウェブサイト上で公表する。